

2012年日本政府年次報告
「開発途上にある国を特に考慮した
最低賃金の決定に関する条約（第131号）」
（2011年6月1日～2012年5月31日）

1. 質問Ⅰについて

前回までの報告に変更又は追加すべき事項はない。

2. 質問Ⅱについて

前回までの報告中、(4)の(a)及び(b)並びに(5)を以下のとおり改める。

(4)の(b)中、「厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、公示（官報掲載）の義務を有し、また、公示事項について関係者に周知する義務を課せられている（家内労働法第12条）。」を「厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、公示（官報掲載）の義務を有し（家内労働法第12条）、また、公示事項について関係者に周知する義務が課せられている（家内労働法施行規則第29条）」に改める。

(5)中、「第33条」を「第34条」に改める。

〔第2条〕

前回までの報告中、(1)及び(2)を以下のとおり改める。

(1)中、「8,570,000人（2010年6月末現在）」を「8,515,000人（2011年6月末現在）」に改める。

(2)中、「最低賃金の適用を受ける家内労働者に対し、最低賃額以上の賃金を支払わなかった場合には、2万円以下の罰金（家内労働法第34条及び罰金等臨時措置法第2条第1項）。」を加える。

【2011年条約勧告適用専門家委員会オブザベーションについて】

2011年9月30日に送付された全国労働組合総連合の意見に対する政府の見解は次のとおりである。

1. 「最低賃金が低すぎ、生活を維持できない」について

政府が地域別最低賃金を決定するに当たっては、最低賃金法第9条第2項において、地域における①労働者の生計費、②労働者の賃金、③通常の事業の賃金支払能力の3つの要素を考慮することとされている。このうち、①労働者の生計費を考慮するに当たっては、「生活保護に係る施策との整合性に配慮する」ことが同条第3項において規定されている。

この生活保護とは、憲法第25条において規定する「健康で文化的な最低限度の生活」を保障することを目的とした制度であり、地域別最低賃金は、この生活保護に係る施策との整合性に配慮して決定されることとなる。

具体的な比較方法としては、生活保護制度による各種扶助（給付）のうち、飲食物費や被服費、光熱水費などを賄う生活扶助に、住居費を賄う住宅扶助を合わせた

額と、地域別最低賃金額に法定労働時間に基づき算出された一月の労働時間を乗じたものから社会保険料等を控除した額とを比較し、その整合性に配慮して行うというものである。

このような方法により、2011年度の地域別最低賃金の引上げ前では、全国47都道府県のうち9都道府県で地域別最低賃金が生活保護の水準を下回っていたが、同年度の引上げにより6都府県でこの状況が解消された。また、残る3道県についても、最低賃金審議会で、2012年度の地域別最低賃金の改定に際し、この状況を解消するため、地域別最低賃金額の引上げに努めることとされている。

2. 最低賃金と社会的援助の水準について、政府は合理的でない方法で決めているについて

地域別最低賃金と生活保護は、例えば、地域別最低賃金額は時間額であるのに対し生活保護制度による各種扶助（給付）は月額であること、また、地域別最低賃金額は都道府県単位であるのに対して生活保護制度による各種扶助の額は市町村単位であることなど、数多くの相違点がある。

このため、両制度を単純に比較することはできないことから、公益、労働者、使用者のそれぞれを代表する委員により構成される中央最低賃金審議会での真摯な議論の下に、現在の比較方法が採用されたものである。

具体的には、生活保護制度による各種扶助（給付）のうち、飲食物費や被服費、光熱水費などを賄う生活扶助と家賃等を賄う住宅扶助を合わせた額（月額）と地域別最低賃金額に法定労働時間に基づき算出された一月の労働時間（一月173.8時間）を乗じたものから社会保険料等を控除した額とを比較している。

このうち、労働時間については、①生活保護の水準との比較を行う上で、安定した数値を用いることが制度を運営する上で必要であること、②最低賃金がすべての労働者に適用される最低限度の基準であることから、現在採用している労働時間に基づくことが中央最低賃金審議会にて決定されており、不当に長いものではない。

また、すべての都道府県で最も低い沖縄県の税率・社会保険料率を採用することについては、市町村単位で税率・社会保険料率が異なることや、必ずしもすべての労働者が社会保険料を納付するわけではない等の様々な課題がある中で、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会に目安（参考意見）として最低賃金と生活保護水準の比較を示すに当たって、どのような税率・社会保険料率を採用すべきか、公益、労働者、使用者のそれぞれを代表する委員による真摯な議論がなされた結果決められたものであり、不公正な取扱いではない。

なお、最低賃金の水準については、都道府県ごとに定められた地域別最低賃金額を使用している。

3. 最低賃金が地域間格差を広げている

我が国は、地域によって、労働者の生計費、労働者の賃金、通常の仕事の支払能力等に違いがあることを踏まえ、全国一律に決めるのではなく、地域の実情に応じて最低賃金額を決めることとしているが、全国の都道府県の最低賃金額の整合性を確保するため、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会に対し、改定額の目安（参

考意見)を提示している。

4. 最低賃金審議会の参加について、全労連への差別がある。

最低賃金審議会の労働者及び使用者を代表する委員の任命に当たっては、最低賃金法第23条及び最低賃金審議会令第3条に基づき、労働者団体及び使用者団体に対し、最低賃金審議会委員の候補者の推薦を求める公示を行い、推薦のあった方の中から総合的に勘案して任命している。

このような方法で任命された労働者代表委員は、それぞれの傘下の、非正規労働者等を多く雇用している業界の労働組合等からの意見など、様々な情報、資料等を基に主張を行っており、非正規労働者や不安定雇用者の声についても代弁されているものと考えている。

【2011年ダイレトリクエストへの回答について】

1. 第1条及び第4条 官公部門における最低賃金決定制度及び社会的パートナーの参加について

日本政府が2011年6月3日に国会に提出した国家公務員制度改革関連四法案(人事院を廃止し、非現業国家公務員に協約締結権を付与すること等を内容とする法案)については、2011年の国会では審議が行われず、今通常国会に継続審議となっており、6月1日の衆議院本会議において審議が行われたところである。

2. 第4条 最低賃金額の調整について

上記2011年条約勧告適用専門家委員会オブザベーションにおける政府見解で述べたとおり、生活保護の水準を下回っていた9都道府県の地域別最低賃金のうち、2011年度には6都府県で生活保護との乖離が解消され、また、2012年度には、残りの3道県についても、最低賃金審議会で、乖離の解消に向けて努めることとされている。

日本政府としては、このような取組を通じて、労働者が適切な生活水準を享受することができる最低賃金額となるよう努めている。

3. 第5条及び報告様式のV

最低賃金の適用労働者数については別紙1及び2を、臨検監督実施件数及び記録された違反の件数については本文中の3の(4)を、産業別・地域別最低賃金にかかる最新の情報については別紙3及び4を、産業別・地域別最低賃金の決定件数及び適用労働者数の推移、産業別・地域別最低賃金額の推移については、別紙5から7までを参照されたい。

なお、科された罰則の件数を示した労働監督結果に関する統計は把握していない。

3. 質問Ⅲについて

前回までの報告中、1. (1)、(2)及び(4)を以下のとおり改める。

(1)中、「2011」を「2012」に、「4支署に、3、135名の労働基準

監督官」を「4支署等に、3,977名（最低賃金の適用を監督する責任を有する労働基準監督制度は、厚生労働省、都道府県労働局及び労働基準監督署が一体となって運営しているため、厚生労働省及び都道府県労働局に配置されている労働基準監督官も含む。）」に改める。

(2) 中、「2011」を「2012」に改める。

(4) を以下のとおり改める。

「・2011年における労働基準監督官が実施した臨検監督の件数、臨検監督時に認められた法律違反及び送致件数は以下のとおり。

		2011
最低賃金法第4条 (旧第5条)	監督件数	132,829
	違反件数	3,393
	送致件数	9
家内労働法第14条	監督件数	62
	違反件数	41
	送致件数	0

・2011年4月1日から2012年3月31日までに船員労務官が監査した船舶及び事業場の数は、5,272件であったが、最低賃金法の違反は発見されなかった。」

4. 質問IVについて

前回までの報告に変更又は追加すべき事項はない。

5. 質問Vについて

前回までの報告に変更又は追加すべき事項はない。

6. 質問VIについて

本報告の写を送付した代表的労使団体は、下記のとおりである。

(使用者団体) 日本経済団体連合会

(労働者団体) 日本労働組合総連合会

最低賃金決定状況

別紙1

表1 決定方式別の最低賃金決定件数及び適用労働者数

(2012年5月31日現在)

決定方式	決定件数 (件)	適用労働者数 (千人)
最低賃金審議会の調査審議に基づく最低賃金 (法第16条)	293	51,197
(1)地域別最低賃金	47	51,197
(2)産業別最低賃金	246	3,694
①厚生労働大臣決定分	1	-
②都道府県労働局長決定分	245	-
合計	293	51,197

(注) 適用労働者数は、平成21年経済センサス基礎調査等に基づき推計した適用労働者数である。

表2 産業別最低賃金の決定件数、適用使用者数及び適用労働者数

(2012年5月31日現在)

(1)新産業別最低賃金

業種	決定件数 (件)	適用使用者数 (百人)	適用労働者数 (百人)
食料品・飲料製造業関係	7	4	165
繊維工業関係	8	14	232
木材・木製品製造業関係	1	1	9
家具・装備品製造業関係	1	1	15
パルプ・紙・紙加工品製造業	3	2	115
印刷・同関連産業関係	2	11	125
塗料製造業関係	4	1	62
ゴム製品製造業関係	1	2	58
窯業・土石製品製造業関係	5	15	235
鉄鋼業関係	22	35	1,507
非鉄金属製造業関係	9	9	315
金属製品製造業関係	5	11	289
一般機械器具製造業関係	26	281	5,429
電気機械器具製造業等関係	46	282	12,100
輸送用機械器具製造業関係	34	164	8,395
精密機械器具製造業関係	9	13	385
小計	183	846	29,436
新聞・出版業関係	2	25	499
各種商品小売業関係	32	29	4,306
自動車小売業関係	24	269	2,603
自動車整備業関係	1	10	34
道路貨物運送業関係	1	3	21
小計	60	336	7,463
合計	243	1,182	36,899

(2)従来の産業別最低賃金

木材・木製品・家具・装備品製造業関係	1	6	33
道路貨物運送業関係	1	1	4
全国非金属鉱業(厚生労働大臣決定)関係	1	1	4
合計	3	8	41

(3)新産業別最低賃金及び従来の産業別最低賃金

総合計	246	1,190	36,940
-----	-----	-------	--------

(注)

- 複数の業種にまたがって設定されているものについては、主な業種に計上している。
- 適用使用者数及び適用労働者数は、平成21年経済センサス基礎調査等に基づき推計した適用使用者数及び適用労働者数である。

船員の最低賃金決定状況

2012年3月末日 現在

		適用船員数 (人)		金 額 (月給) (円)	
		職 員	部 員	職 員	部 員
中央決定分	内航鋼船運航業	17,761	4,877	241,400 (224,950)	182,850 (173,700)
	海上旅客運送業	1,643	2,494	238,300 (184,200)	177,500
	遠洋まぐろ漁業	1,704		192,500(1人歩船員)	
	大型いかつり漁業	56		196,700(1人歩船員)	
地方決定分	内航鋼船運航業 及び木船運航業	4,117	1,173	241,700～241,400 (224,950) はしけ長 241,400	183,150～182,100 (173,700～172,950)
	海上旅客運送業	2,277	1,102	238,300～237,300	177,500～170,100
	沖合底びき網漁業	2,262		193,800～178,600(1人歩船員) ※179,400(1人歩船員)	
	大中型まき網漁業	3,364		192,200～182,500(1人歩船員) ※178,700～169,100(1人歩船員)	

- (注)1. 内航鋼船運航業及び木船運航業の職員は、若年船員とそれ以外の船員とに区分され、()内が若年船員である。
2. 内航鋼船運航業及び木船運航業の部員は、経験3年以上と3年未満とに区分され、()内が経験3年未満の者である。
3. 海上旅客運送業の職員は、事務部職員とそれ以外の職員とに区分され、()内が事務部職員である。
4. ※印は、地域別最低賃金である。
5. 「1人歩船員」とは、雇用契約において、報酬の全部又は一部が歩合によって支払われる場合に、歩合給の算定に当たり基準となる配分単位1単位を有すると認められる船員又はこれと同程度の船員をいう。

第1-3表 産業別最低賃金の決定件数、適用使用者数及び適用労働者数

(1) 新産業別最低賃金

平成24年5月31日現在

業 種	決定件数(件)	適用使用者数(百人)	適用労働者数(百人)
食 料 品 ・ 飲 料 製 造 業 関 係	7	4	165
織 維 工 業 関 係	8	14	232
木 材 ・ 木 製 品 製 造 業 関 係	1	1	9
家 具 ・ 装 備 品 製 造 業 関 係	1	1	15
パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業 関 係	3	2	115
印 刷 ・ 同 関 連 産 業 関 係	2	11	125
塗 料 製 造 業 関 係	4	1	62
ゴ ム 製 品 製 造 業 関 係	1	2	58
窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業 関 係	5	15	235
鉄 鋼 業 関 係	22	35	1,507
非 鉄 金 属 製 造 業 関 係	9	9	315
金 属 製 品 製 造 業 関 係	5	11	289
一 般 機 械 器 具 製 造 業 関 係	26	281	5,429
電 気 機 械 器 具 製 造 業 等 関 係	46	282	12,100
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業 関 係	34	164	8,395
精 密 機 械 器 具 製 造 業 関 係	9	13	385
小 計	183	846	29,436
新 聞 ・ 出 版 業 関 係	2	25	499
各 種 商 品 小 売 業 関 係	32	29	4,306
自 動 車 小 売 業 関 係	24	269	2,603
自 動 車 整 備 業 関 係	1	10	34
道 路 貨 物 自 動 車 運 送 業 関 係	1	3	21
小 計	60	336	7,463
合 計	243	1,182	36,899

(2) 従来 of 産業別最低賃金

木 材 ・ 木 製 品 ・ 家 具 ・ 装 備 品 製 造 業 関 係	1	6	33
道 路 貨 物 運 送 業 関 係	1	1	4
全 国 非 金 属 鉱 業 (厚 生 労 働 大 臣 決 定) 関 係	1	1	4
合 計	3	8	41

(3) 新産業別最低賃金及び従来 of 産業別最低賃金

総 合 計	246	1,190	36,940
-------	-----	-------	--------

(注)

- 1 複数の業種にまたがって設定されているものについては、主な業種に計上している。
- 2 適用使用者数及び適用労働者数は、平成21年経済センサス-基礎調査等に基づき推計した適用使用者及び適用労働者数である。

平成23年度特定(産業別)最低賃金額決定状況

(1) 新産業別最低賃金

(単位:円)

項目		食料品・飲料製造業関係		
都道府県名	日額	時間額	発効日	
北海道	-	772	H23.12.7	
千葉県	-	810	H23.12.25	
香川県	-	743	H23.12.15	
宮崎県	-	660	H23.12.30	
沖縄県	-	671	畜産食料品製造業	H23.12.21
沖縄県	-	679	糖類製造業	H23.12.18
沖縄県	-	674	清涼飲料、酒類製造業	H23.12.16

項目		繊維工業関係		
都道府県名	日額	時間額	発効日	
石川県	-	718	H23.12.31	
福井県	-	718	化学繊維を含む	H23.12.24
愛知県	-	732	H20.12.16	
滋賀県	-	736	注1	H23.12.31
兵庫県	-	759	H23.12.1	
兵庫県	-	751	繊維製品を含む	H21.12.1
徳島県	-	652	H15.12.21	
熊本県	5,176	647	繊維製品を含む	H12.12.25

項目		造作材・合板・建築用組立材料製造業		
都道府県名	日額	時間額	発効日	
徳島県	-	775	H23.12.21	

項目		家具製造業		
都道府県名	日額	時間額	発効日	
山形県	5,085	636	H10.3.4	

項目		パルプ・紙・紙加工品製造業関係		
都道府県名	日額	時間額	発効日	
富山県	5,637	705	H7.11.24	
静岡県	5,952	744	H10.12.31	
愛媛県	-	780	H23.12.25	

項目		印刷・同関連産業関係		
都道府県名	日額	時間額	発効日	
長野県	-	747	H23.12.31	
京都府	-	765	H22.12.18	

項目		塗料製造業		
都道府県名	日額	時間額	発効日	
栃木県	-	850	H23.12.31	
神奈川県	-	871	H23.12.21	
大阪府	-	855	H23.10.31	
兵庫県	-	872	H23.12.1	

項目		ゴム製品製造業		
都道府県名	日額	時間額	発効日	
静岡県	-	788	H23.12.27	

項目		窯業・土石製品製造業関係		
都道府県名	日額	時間額	発効日	
岐阜県	5,708	714	H10.12.25	
三重県	-	780	H23.12.22	
滋賀県	-	821	H23.12.31	
岡山県	-	808	H23.12.15	
佐賀県	-	647	H23.12.18	

項目		鉄鋼業関係		
都道府県名	日額	時間額	発効日	
北海道	-	823	H23.12.2	
青森県	-	770	H23.12.21	
岩手県	-	720	金属製品を含む	H24.1.27
宮城県	-	781	H23.12.15	
茨城県	-	799	H23.12.31	
群馬県	-	799	H23.12.28	
千葉県	-	850	H23.12.25	
東京都	-	852	H24.2.18	
神奈川県	-	857	H23.12.21	
富山県	6,024	753	H10.12.26	
愛知県	-	868	H23.12.16	
三重県	5,907	739	H10.12.15	
滋賀県	-	775	H16.12.18	
大阪府	-	850	H23.11.3	
兵庫県	-	852	H23.12.1	
和歌山県	-	799	H23.12.30	
島根県	-	757	H23.12.16	
岡山県	-	822	H23.12.10	
広島県	-	827	H23.12.31	
山口県	-	813	非鉄金属を含む	H23.12.15
福岡県	-	828	H23.12.10	
大分県	-	780	H23.12.25	

項目		非鉄金属製造業関係		
都道府県名		日額	時間額	発効日
秋田	田	-	771	H23. 12. 30
福島	島	-	770	H24. 1. 19
埼玉	玉	-	824	H23. 12. 8
神奈川	川	-	821	H22. 12. 20
富山	山	-	771	H23. 12. 14
静岡	岡	-	818	H23. 12. 27
三大	重	-	801	H23. 12. 22
大分	阪	-	810	H23. 11. 30
	分	-	774	H23. 12. 25

項目		金属製品製造業関係		
都道府県名		日額	時間額	発効日
富山	山	-	771	H23. 12. 14
石川	川	6, 102	763	H11. 12. 26
三重	重	-	798	H23. 12. 22
京都	都	-	829	H23. 12. 18
広島	島	-	795	H23. 12. 31

項目		一般機械器具製造業（はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業）関係		
都道府県名		日額	時間額	発効日
山形	形	-	739	H23. 12. 25
茨城	城	-	783	H23. 12. 31
茨城	城	5, 805	726	H11. 12. 31
栃木	木	-	793	H23. 12. 31
群馬	馬	-	788	H23. 12. 28
千葉	葉	-	827	H23. 12. 25
東神奈川	川	-	832	H22. 12. 31
神奈川	川	-	849	H23. 12. 21
石川	川	-	815	H23. 12. 31
福井	井	-	789	H23. 12. 24
長野	野	-	796	H23. 11. 27
愛知	知	-	843	H23. 12. 16
三重	重	-	762	H15. 12. 15
滋賀	賀	-	822	H23. 12. 31
京都	都	-	822	H20. 12. 21
大分	阪	-	836	H23. 10. 31
兵庫	庫	-	835	H23. 12. 1
奈良	良	-	797	H23. 12. 25
島根	根	-	744	H23. 12. 24
岡山	山	-	802	H23. 12. 18
広島	島	-	801	H23. 12. 31
徳島	島	-	801	H23. 12. 21
香川	川	-	806	H23. 12. 15
愛媛	媛	-	792	H23. 12. 25
佐賀	賀	-	755	H23. 12. 29
長崎	崎	-	773	H24. 1. 6

項目		電気機械器具製造業（電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業）		
都道府県名		日額	時間額	発効日
北海道	道	-	767	H23. 12. 7
青森	森	-	705	H23. 12. 21
岩手	手	-	703	H24. 3. 10
宮城	城	-	744	H23. 12. 15
秋田	田	-	709	H24. 2. 5
山形	形	-	726	H23. 12. 25
福島	島	-	724	H24. 1. 19
茨城	城	-	776	H23. 12. 31
栃木	木	5, 786	723	H11. 12. 31
群馬	馬	-	793	H23. 12. 31
千葉	玉	-	786	H23. 12. 28
東神奈川	葉	-	828	H23. 12. 8
神奈川	京	-	829	H23. 12. 30
新潟	川	-	829	H22. 12. 31
新潟	川	-	843	H23. 12. 21
富山	潟	-	791	H23. 12. 16
石川	山	-	739	H24. 3. 30
福井	川	-	758	H23. 12. 31
山梨	井	-	749	H23. 12. 24
山梨	梨	-	793	H23. 12. 31
長野	野	-	785	H23. 11. 27
岐阜	阜	-	780	H23. 12. 21
静岡	岡	-	802	H23. 12. 27
愛知	知	-	808	H23. 12. 16
三重	重	-	786	H23. 12. 22
滋賀	賀	-	804	H23. 12. 31
京都	都	-	825	H23. 12. 18
大分	阪	-	815	H23. 10. 31
兵庫	庫	-	799	H23. 12. 1
奈良	良	-	797	H23. 12. 25
島根	取	-	735	H24. 1. 27
岡山	根	-	696	H23. 12. 31
広島	山	-	738	H23. 12. 18
徳島	島	-	761	H23. 12. 31
香川	口	-	742	H23. 12. 15
愛媛	島	-	759	H23. 12. 21
高松	川	-	759	H23. 12. 15
福岡	媛	-	760	H23. 12. 25
佐賀	知	-	738	H22. 12. 30
長崎	岡	-	786	H23. 12. 10
鹿児島	賀	-	719	H23. 12. 25
	崎	-	711	H24. 1. 6
	本	-	704	H23. 12. 15
	分	-	707	H23. 12. 25
	崎	-	695	H23. 12. 30
	島	-	696	H23. 12. 25

項目		輸送用機械器具製造業関係			
都道府県名		日額	時間額	発効日	
北海道		-	768	注5	H23. 12. 1
北海道		5,684	711	注6	H12. 12. 1
秋田		-	744		H24. 2. 5
山形		-	741		H23. 12. 25
福島		-	758		H23. 12. 16
栃木		-	797		H23. 12. 31
群馬		-	788	建設機械を含む	H23. 12. 28
埼玉		-	837		H23. 12. 8
東京		-	838		H24. 2. 18
神奈川		-	845	建設機械を含む	H23. 12. 21
富山		-	800	注7	H23. 12. 18
石川		-	815		H23. 12. 31
山梨		-	801		H24. 1. 25
岐阜		-	818	自動車・同附属品	H23. 12. 21
岐阜		-	868	航空機・同附属品	H23. 12. 21
静岡		-	829	一般機械器具を含む	H23. 12. 27
愛知		-	848	建設機械を含む	H23. 12. 16
三重		-	822	建設機械を含む	H23. 12. 22
滋賀		-	824		H23. 12. 31
京都		-	834	建設機械を含む	H23. 12. 18
大阪		-	833		H23. 11. 30
兵庫		-	872		H23. 12. 1
島根		-	746		H23. 12. 30
岡山		-	790	自動車・同附属品	H23. 12. 15
岡山		-	821	船舶製造・修理業, 船用機関	H23. 12. 15
広島		-	784	自動車・同附属品	H23. 12. 31
広島		-	825	船舶製造・修理業, 船用機関	H23. 12. 31
山口		-	788		H23. 12. 15
香川		-	815		H23. 12. 15
愛媛		-	804		H23. 12. 25
福岡		-	809		H23. 12. 10
長崎		-	788		H24. 1. 7
熊本		-	753		H23. 12. 15
大分		-	757		H23. 12. 25

項目		精密機械器具製造業（業務用機械器具、その他の製造業）関係			
都道府県名		日額	時間額	発効日	
岩手		-	709		H24. 1. 27
山形		5,070	634	電気機器を含む	H8. 1. 10
福島		-	757		H23. 12. 18
栃木		-	793	電気機器を含む	H23. 12. 31
埼玉		-	836		H23. 12. 8
千葉		-	812		H23. 12. 25
愛知		-	797		H23. 12. 16
滋賀		-	806		H23. 12. 31
兵庫		-	800		H23. 12. 1

項目		新聞・出版業関係			
都道府県名		日額	時間額	発効日	
東京		-	838		H24. 2. 18
沖縄		-	744		H23. 12. 18

項目		各種商品小売業		
都道府県名		日額	時間額	発効日
青森	森	-	698	H23. 12. 21
岩手	手	-	711	H24. 3. 12
茨城	城	-	750	H23. 12. 31
栃木	木	-	758	H23. 12. 31
埼玉	玉	-	796	H23. 12. 8
千葉	葉	-	788	H23. 12. 25
東京	京	-	792	H21. 12. 31
新潟	潟	-	741	H23. 12. 17
福島	井	-	750	H23. 12. 24
長野	野	-	753	H23. 12. 31
静岡	岡	-	780	H23. 12. 27
愛知	知	-	788	H23. 12. 16
滋賀	賀	-	751	H23. 12. 31
京都	都	-	776	H23. 12. 18
大阪	阪	-	768	H21. 11. 30
兵庫	庫	-	771	H23. 12. 1
鳥取	取	-	695	H24. 2. 9
岡山	山	-	747	H23. 12. 21
広島	島	-	770	H23. 12. 31
愛媛	媛	-	699	H23. 12. 25
福岡	岡	-	710	H14. 12. 10
大宮	分	-	687	H23. 12. 25
宮崎	崎	-	678	H23. 12. 28
沖縄	縄	-	668	H23. 12. 15

項目		自動車小売業関係		
都道府県名		日額	時間額	発効日
青森	森	-	736	H23. 12. 21
岩手	手	-	729	H24. 1. 27
宮城	城	-	747	H23. 12. 15
秋田	田	-	728	自動車部分品・附属品を含 H23. 12. 30
福島	島	-	754	H23. 12. 15
埼玉	玉	-	837	H23. 12. 8
千葉	葉	-	819	H23. 12. 30
東京	奈川	-	842	H23. 12. 21
新潟	潟	-	791	自動車部分品・附属品を含 H23. 12. 18
福島	山	-	769	H23. 1. 20
愛知	知	-	800	自動車部分品・附属品を含 H19. 12. 16
愛知	知	-	830	H23. 12. 16
京都	都	5,926	741	H9. 12. 21
京都	都	-	754	新車 H23. 12. 18
大阪	阪	-	822	H23. 11. 30
兵庫	庫	-	815	H23. 12. 1
鳥取	良	-	797	H23. 12. 25
岡山	根	-	714	H23. 12. 29
広島	島	-	780	H23. 12. 31
福岡	岡	-	800	H23. 12. 10
大宮	分	-	715	H23. 12. 25
宮崎	崎	-	712	H23. 12. 29
鹿児島	島	-	716	H23. 12. 18
沖縄	縄	-	671	H23. 12. 14

項目		百貨店, 総合スーパー		
都道府県名		日額	時間額	発効日
富山	山	-	768	H23. 12. 28
石川	川	-	770	H23. 12. 31
和歌山	山	-	743	H24. 1. 6
島根	根	-	704	H22. 12. 12
山口	口	-	710	H21. 12. 15
福岡	岡	-	758	H23. 12. 10
熊本	本	-	698	H23. 12. 15
鹿児島	島	-	676	H23. 12. 28

項目		自動車整備業関係		
都道府県名		日額	時間額	発効日
山形	形	-	743	H23. 12. 25

項目		一般貨物自動車運送業		
都道府県名		日額	時間額	発効日
高知	知	-	910	H19. 6. 2

注1 紡績業、化学繊維製造業、その他の織物業、染色整理業、繊維粗製品製造業、その他の繊維製造業
 注2 洋食器・刃物・手道具・金物類、金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ、木ねじ等、その他の金属製品製造業
 注3 建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業(毛糸手編機械製造業(同附属品製造業を含む)を除く。)、包装・荷造機械製造業及びロボット製造業を除く
 注4 繊維機械製造業を除く
 注5 船舶製造・修理業(木造船製造・修理業及び木製漁船製造・修理業を除く。)、船体ブロック製造業
 注6 鋼船製造・修理業、船体ブロック製造業、船艇製造・修理業
 注7 玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業

(2) 従来の産業別最低賃金

項目 都道府県名	木材・木製品・家具・装備品製造業				
	日額	時間額	時間額	引上げ額	発効日
奈良	6,527	816	816	-	H1. 1. 25

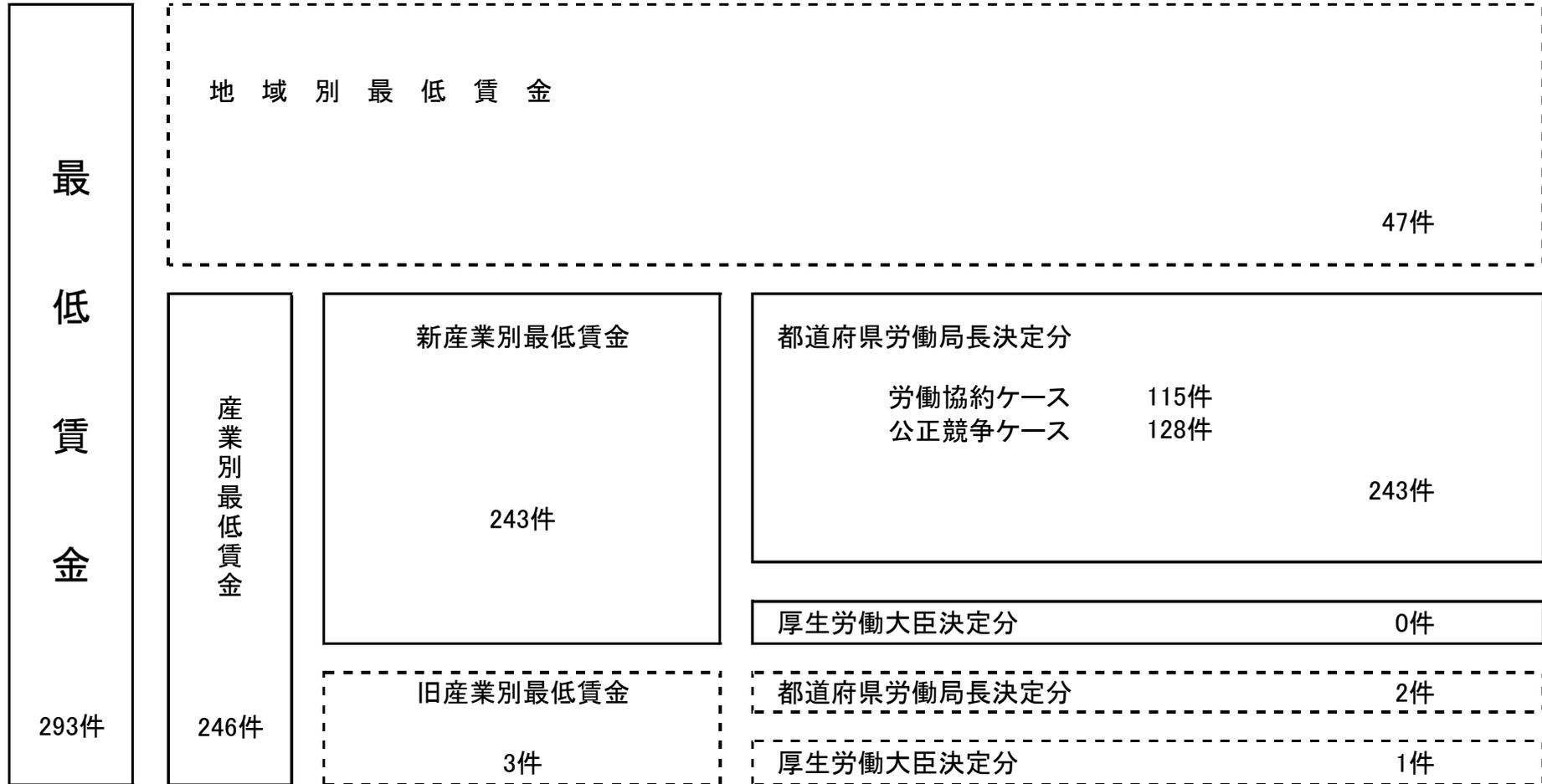
項目 都道府県名	道路貨物運送業				
	日額	時間額	時間額	引上げ額	発効日
高知	-	720	720	-	H19. 6. 2

平成23年度地域別最低賃金改定一覧

都道府県名	最低賃金時間額 【円】	引上げ額 【円】	発効年月日
北海道	705 (691)	14	平成23年10月6日
青 森	647 (645)	2	平成23年10月16日
岩 手	645 (644)	1	平成23年11月11日
宮 城	675 (674)	1	平成23年10月29日
秋 田	647 (645)	2	平成23年10月30日
山 形	647 (645)	2	平成23年10月29日
福 島	658 (657)	1	平成23年11月2日
茨 城	692 (690)	2	平成23年10月8日
栃 木	700 (697)	3	平成23年10月1日
群 馬	690 (688)	2	平成23年10月7日
埼 玉	759 (750)	9	平成23年10月1日
千 葉	748 (744)	4	平成23年10月1日
東 京	837 (821)	16	平成23年10月1日
神奈川	836 (818)	18	平成23年10月1日
新 潟	683 (681)	2	平成23年10月7日
富 山	692 (691)	1	平成23年10月1日
石 川	687 (686)	1	平成23年10月20日
福 井	684 (683)	1	平成23年10月1日
山 梨	690 (689)	1	平成23年10月20日
長 野	694 (693)	1	平成23年10月1日
岐 阜	707 (706)	1	平成23年10月1日
静 岡	728 (725)	3	平成23年10月14日
愛 知	750 (745)	5	平成23年10月7日
三 重	717 (714)	3	平成23年10月1日
滋 賀	709 (706)	3	平成23年10月20日
京 都	751 (749)	2	平成23年10月16日
大 阪	786 (779)	7	平成23年9月30日
兵 庫	739 (734)	5	平成23年10月1日
奈 良	693 (691)	2	平成23年10月7日
和歌山	685 (684)	1	平成23年10月13日
鳥 取	646 (642)	4	平成23年10月29日
島 根	646 (642)	4	平成23年11月6日
岡 山	685 (683)	2	平成23年10月27日
広 島	710 (704)	6	平成23年10月1日
山 口	684 (681)	3	平成23年10月6日
徳 島	647 (645)	2	平成23年10月15日
香 川	667 (664)	3	平成23年10月5日
愛 媛	647 (644)	3	平成23年10月20日
高 知	645 (642)	3	平成23年10月26日
福 岡	695 (692)	3	平成23年10月15日
佐 賀	646 (642)	4	平成23年10月6日
長 崎	646 (642)	4	平成23年10月12日
熊 本	647 (643)	4	平成23年10月20日
大 分	647 (643)	4	平成23年10月20日
宮 崎	646 (642)	4	平成23年11月2日
鹿児島	647 (642)	5	平成23年10月29日
沖 縄	645 (642)	3	平成23年11月6日
全国加重平均額	737 (730)	7	

※ 括弧書きは、平成22年度地域別最低賃金額

平成24年5月31日 現在



(注)労働協約ケース:同種の基幹的労働者の1/2以上に最低賃金に関する労働協約が適用されており、協約締結当事者である労又は使の全部の合意による申出によるもの。

公正競争ケース:事業の公正競争を確保する観点からの必要性を理由とする場合であって、当該産業別最低賃金が適用される労又は使の全部又は一部を代表するものによる申出によるもの。

第1-2表 決定方式別の決定件数及び適用労働者数の推移

事項別 年度	合計		最低賃金審議会の調査審議に基づく最低賃金					労働協約に基づく 地域的最低賃金		
			地域別最低賃金		産業別最低賃金			件数 (件)	適用労働者数 (千人)	
	件数 (件)	適用労働者数 (千人)	件数 (件)	適用労働者数 (千人)	件数 (件)	うち従来の 産業別最低 賃金 (件)	適用労働者数 (千人)			件数 (件)
13	300	50,240	47	50,240	251	3	(0)	4,130	2	1
14	298		47		249	3	(0)	4,034	2	1
15	298		47		249	3	(0)	4,090	2	1
16	299		47		250	3	(0)	4,097	2	1
17	298		47		249	3	(0)	4,023	2	1
18	299	49,836	47	49,836	250	3	(0)	4,017	2	1
19	299		47		250	3	(0)	3,727	2	1
20	300		47		251	3	(0)	3,806	2	1
21	299		47		250	3	(0)	3,820	2	1
22	297		47		250	3	(0)	3,739	-	-
23	293	51,197	47	51,197	246	3	(0)	3,694	-	-

(注)

- 1 当該年度末現在において効力を有する最低賃金の決定件数及びその適用労働者数である。
- 2 産業別最低賃金については、厚生労働大臣決定分を含む。
- 3 適用労働者数は、平成21年経済センサス-基礎調査等の結果に基づき推計した適用労働者数である。なお、地域別最低賃金の適用労働者数については、平成21年経済センサス-基礎調査の本調査が行われているため、同調査の結果報告があった平成13年、平成18年及び平成23年のみ掲載して
- 4 従来の産業別最低賃金欄の（ ）内は、当該年度中に廃止された件数である。

地域別・産業別最低賃金時間額の全国加重平均額の推移

平成24年5月31日現在
(単位:円)

			平成23年度	平成22年度	
地域別最低賃金			737 (47)	730 (47)	
対前年上昇率(%)			0.96	2.38	
産業別最低賃金	新産業別最低賃金	製造業	食料品・飲料製造業関係	734 (7)	725 (7)
			繊維工業関係	725 (8)	723 (10)
			木材・木製品製造業関係	775 (1)	773 (1)
			家具・装備品製造業関係	636 (1)	636 (1)
			パルプ・紙・紙加工品製造業関係	751 (3)	747 (3)
			印刷・同関連産業関係	759 (2)	758 (2)
			塗料製造業関係	862 (4)	857 (4)
			ゴム製品製造業関係	788 (1)	783 (1)
			窯業・土石製品製造業関係	735 (5)	743 (5)
			鉄鋼業関係	835 (22)	829 (23)
			非鉄金属製造業関係	807 (9)	803 (9)
			金属製品製造業関係	785 (5)	771 (6)
			一般機械器具製造業関係	815 (26)	813 (26)
			電気機械器具製造業等関係	789 (46)	783 (46)
			輸送用機械器具製造業関係	826 (34)	821 (34)
			精密機械器具製造業関係	791 (9)	784 (9)
			小計	805 (183)	801 (187)
		非製造業	新聞業・出版業関係	836 (2)	826 (2)
			各種商品小売業関係	769 (32)	762 (32)
			自動車小売業関係	799 (24)	794 (24)
			自動車整備業関係	743 (1)	740 (1)
			道路貨物運送業関係	910 (1)	910 (1)
			小計	784 (60)	778 (60)
合計			801 (243)	796 (247)	
対前年上昇率(%)			1.53	0.91	
従来の産業別最低賃金			805 (2)	805 (2)	
総合計			801 (245)	796 (249)	
全国を適用地域として決定されている新産業別最低賃金 (厚生労働大臣決定)			(0)	(0)	
全国を適用地域として決定されている従来の産業別最低賃金 (厚生労働大臣決定)			5,772 (1)	5,772 (1)	

- 1 本表の金額は、当該年度末現在において効力を有する地域別最低賃金と産業別最低賃金の適用労働者数による全国加重平均時間額(全国を適用地域として決定されている従来の産業別最低賃金は日額。それ以外は時間額。)であり、()内は設定件数である。
- 2 複数の業種にまたがって設定されているものについては、主な業種に計上している。